

令和4年度前橋市空き家対策支援事業（二世世代近居・同居住宅支援事業）補助金交付要項

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階）	電話 898-6081（直通） 224-1111（内線3830）
-------------------------	-------------------------------------

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	親または子と近居もしくは新たに同居するために、空き家を解体し、その跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対し補助金を交付することにより、本市の空き家の活用の促進を図ることを目的とします。		
内容	用語の定義	<p>1 空き家 ここでいう空き家とは、居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）とします。共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。</p> <p>2 住宅 ここでいう住宅とは、完全に区画された建物で、「1つ以上の居住室があり、専用の炊事用流し（台所）、トイレ、出入口」の4つの設備要件を満たしている、「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ように建築された建物とします。</p> <p>3 二世世代近居・同居 申請者もしくは配偶者の親または子の住宅から概ね1km圏内にある空き家を申請者が建て替えし、そこに居住する場合とします。ただし、空き家の所在地が最重点地区または重点地区の場合は、概ね2km圏内とします。</p> <p>4 事業完了日 工事が終了し、契約の相手方へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）</p>	
	対象地区	前橋市内全域	
	最重点地区、重点地区の設定	最重点地区	千代田町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
		重点地区	三河町一丁目・二丁目、大手町一丁目・二丁目・三丁目、城東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、国領町一丁目・二丁目、本町一丁目・二丁目・三丁目、住吉町一丁目・二丁目、若宮町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、平和町一丁目・二丁目
事前相談	<p>この補助金を申請するにあたり、前橋市空家利活用センターに事前相談を行うこととする。</p> <p>(1) 事前相談の期間は令和4年4月4日（月）から同年11月30日（水）までです。</p> <p>(2) 相談時に補助金事前相談シートを提出するものとする。</p>		

補助金の申請をできる者	<p>この補助金を申請できる者は、補助金の交付申請日において、次の(1)から(5)の全ての条件に該当する個人とします。</p> <p>※建築する住宅が共有名義の場合においても、申請者は1人となります。</p> <p>(1) 申請及び着工前に前橋市空き家利活用センターに相談を行った者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 昨年度までに本事業における補助を受けていない者 (4) 本事業の対象となる工事に関し、国または本市が実施する他の補助金をを受けていない者 (5) 親族が所有する空き家または取得した空き家を解体し、跡地に6か月以内に住宅を建築し、居住しようとする個人</p>
交付条件	<p>1 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>2 申請者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 契約の相手方は、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。</p> <p>4 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。</p> <p>5 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。</p> <p>6 同居についてはやむを得ない場合を除き、5年以上とします。</p>
補助金の交付の対象となる費用	<p>この補助金の交付の対象となる工事費は、次のとおりとします。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税は外税方式とし、消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家を解体し、その跡地に住宅を建築する場合の工事費
補助金の交付の対象とならない費用	<p>以下の費用は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家及び土地の取得に係る費用 ・ 設計費、調査費、各種申請手数料 ・ 空き家の解体費 ・ 下水道接続工事 ・ 物置、カーポート等の附属構築物の設置費用

	<p>交付金額</p>	<p>1 この補助金の額は、次のとおりとします。なお、令和4年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。</p> <p>2 対象となる工事費用の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とします。（1,000円未満の端数は、切り捨てます。）</p> <p>(1) 基本額 80万円</p> <p>(2) 加算額 最大130万円</p> <p>ア 転入加算 市外からの転入者1人につき20万円 (5人まで、100万円を上限とします。)</p> <p>イ 子育て世帯支援加算 中学校修了前の子がいる世帯の場合10万円</p> <p>ウ 居住誘導区域加算 居住誘導区域へ居住する場合20万円</p> <p>※加算額は単体で交付されるものではなく、基本額に上乗せされます。</p> <p>※転入加算に関しては1年以上前橋市外に在住している方が申請日の6か月前から実績報告書の提出日までに市内に転入した場合に限ります。</p>
	<p>交付回数</p>	<p>1 補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。</p> <p>2 申請者1人につき、1棟1回限りとします。</p>
<p>交付 手続 等</p>	<p>交付申請の方法</p>	<p>1 補助金の交付を申請しようとする者は、工事開始前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和4年11月30日（水）になります。なお、押印は省略することが可能です。</p> <p>※受付期間中であっても令和4年度の予算に達し次第、受付を終了します。</p> <p>(1) 補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 住民票の写し（申請者本人と同居する家族全員及び近居となる親または子の住所が分かるもの）</p> <p>(3) 戸籍謄本の写し（親子関係が分かるもの）</p> <p>(4) 建築確認済証の写し</p> <p>(5) 新築工事の見積書等の写し（費用の内訳が分かるもの）</p> <p>※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分分かる見積書等の写し</p> <p>(6) 前橋市内の事業者であることが分かるもの（見積書に記載の住所が前橋市でない場合）</p> <p>※ホームページ、会社案内、履歴事項全部証明書等</p> <p>(7) 土地登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの）</p> <p>(8) 土地の使用に関する承諾書（様式第2号）</p> <p>※土地所有者と申請者が異なる場合、または共有名義の場合</p> <p>(9) 居住誘導区域確認書（居住誘導区域に新築する場合）</p> <p>(10) 空き家の建物登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの）</p> <p>※未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写しまたは評価証明書の写し</p>

		<p>(11) 空き家を取得した事実が分かる書類の写し、または親族であることが分かるもの</p> <p>(12) 1年以上空き家であることが確認できる書類の写し (例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等)</p> <p>(13) 完納証明書等の写し(申請者に市町村民税の未納が無いことが分かるもの) ※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写しも必要です。</p> <p>(14) 空き家の解体に関する承諾書(申請者と空き家の所有者が違う場合または共有名義の場合)</p> <p>(15) 工事場所の写真(空き家解体前)</p> <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。</p>
	契約の相手方等が、変更となった場合の手続	<p>契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、変更の手続が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。</p> <p>(1) 変更承認申請書(様式第4号)</p> <p>(2) 変更後工事見積書の写し</p>
	変更承認決定の時期等	<p>変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書(様式第5号)を申請者に通知します。</p>
実績報告等	実績報告書の提出	<p>1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は令和5年3月17日(金)になります。</p> <p>(1) 実績報告書(様式第6号)</p> <p>(2) 工事領収書の写し、または振込み受付書等の写し</p> <p>(3) 工事完了箇所の写真(施工後)</p> <p>(4) 通帳の表紙裏(支店名、口座が分かるもの)の写し</p> <p>(5) 住民票の写し(居住する者の住所が分かるもの) ※申請時に住所移転をしていなかった場合、または婚姻関係になかった場合</p> <p>(6) 建物登記全部事項証明書の写し(法務局発行の直近3か月以内のもの)</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書を申請者に通知します。</p>
	補助金の請求	<p>補助金額の確定後、請求書(様式第8号)により補助金を請求してください。</p>

	交付決定の取消し、または補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) この要項交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p>
取 下 げ	対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の手続き	<p>取下げの手続きが必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p>
様 式	申請書等の書式	<p>1 補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 承諾書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知（様式第3号）</p> <p>4 変更承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 請求書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ書（様式第9号）</p> <p>10 取下げ通知書（様式第10号）</p>
	備考	<p>前橋市空き家対策支援事業における、老朽空き家対策事業及び空き家バンク利用促進事業と併用して申請をすることはできません。</p>